

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年5月29日  
大阪府都市整備部

建設業法施行規則の一部を改正する省令に基づく大阪府都市整備部が実施する  
電子入札以外の入札における入札参加資格の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業法施行規則の一部が改正され、国土交通省より令和2年5月29日付け国土第39号により「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて」の通知がありました。

これを受け、大阪府都市整備部が実施する電子入札以外の入札（以下「紙入札」）における入札参加資格の取扱いを下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

## 記

### 1 経営事項審査の審査基準日の取扱い

入札公告において定める建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日について、「平成30年10月29日以後の日」とする。

### 2 対象となる案件

令和2年5月29日以降に公告する案件で入札公告において規定する開札日時が令和3年1月31日までの大阪府都市整備部が実施する紙入札案件。

担 当：都市整備部 事業管理室 技術管理課 契約管理グループ 電 話：06-6944-6038（直通）
---